

令和4年9月30日

第17回医療介護総合確保促進会議

資料3

# 介護保険事業（支援）計画関係等の検討状況 の報告

令和4年9月30日

厚生労働省 老健局

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

## 国の基本指針(法第116条、8期指針:令和3年1月厚生労働省告示第29号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める  
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

## 市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)  
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

## 保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

## 都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)  
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

## 基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

# 第8期 介護保険事業(支援)計画 基本指針の構成

## 前文

### 第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

#### 一 地域包括ケアシステムの基本的理念

- 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 4 日常生活を支援する体制の整備
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保

- 二 二千二十五年及び二千四十年を見据えた目標
- 三 医療計画との整合性の確保
- 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業
- 六 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 七 認知症施策の推進
- 八 高齢者虐待の防止等
- 九 介護サービス情報の公表
- 十 効果的・効率的な介護給付の推進
- 十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携
- 十二 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
- 十三 保険者機能強化推進交付金等の活用
- 十四 災害・感染症対策に係る体制整備

### 第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

#### 一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- 2 要介護者等地域の実態の把握
- 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- 4 二千二十五年及び二千四十年の推計並びに第八期の目標
- 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- 6 日常生活圏域の設定
- 7 他の計画との関係
- 8 その他

#### 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- 1 日常生活圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定

#### 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
  - (一)在宅医療・介護連携の推進
  - (二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
  - (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
  - (四)地域ケア会議の推進
  - (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
- 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- 6 認知症施策の推進
- 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 9 市町村独自事業に関する事項
- 10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
- 11 災害に対する備えの検討
- 12 感染症に対する備えの検討

### 第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

#### 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- 2 要介護者等の実態の把握
- 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
- 4 市町村への支援
- 5 二千二十五年及び二千四十年の推計並びに第八期の目標
- 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- 7 老人福祉圏域の設定
- 8 他の計画との関係
- 9 その他

#### 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

- 1 老人福祉圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定
- 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

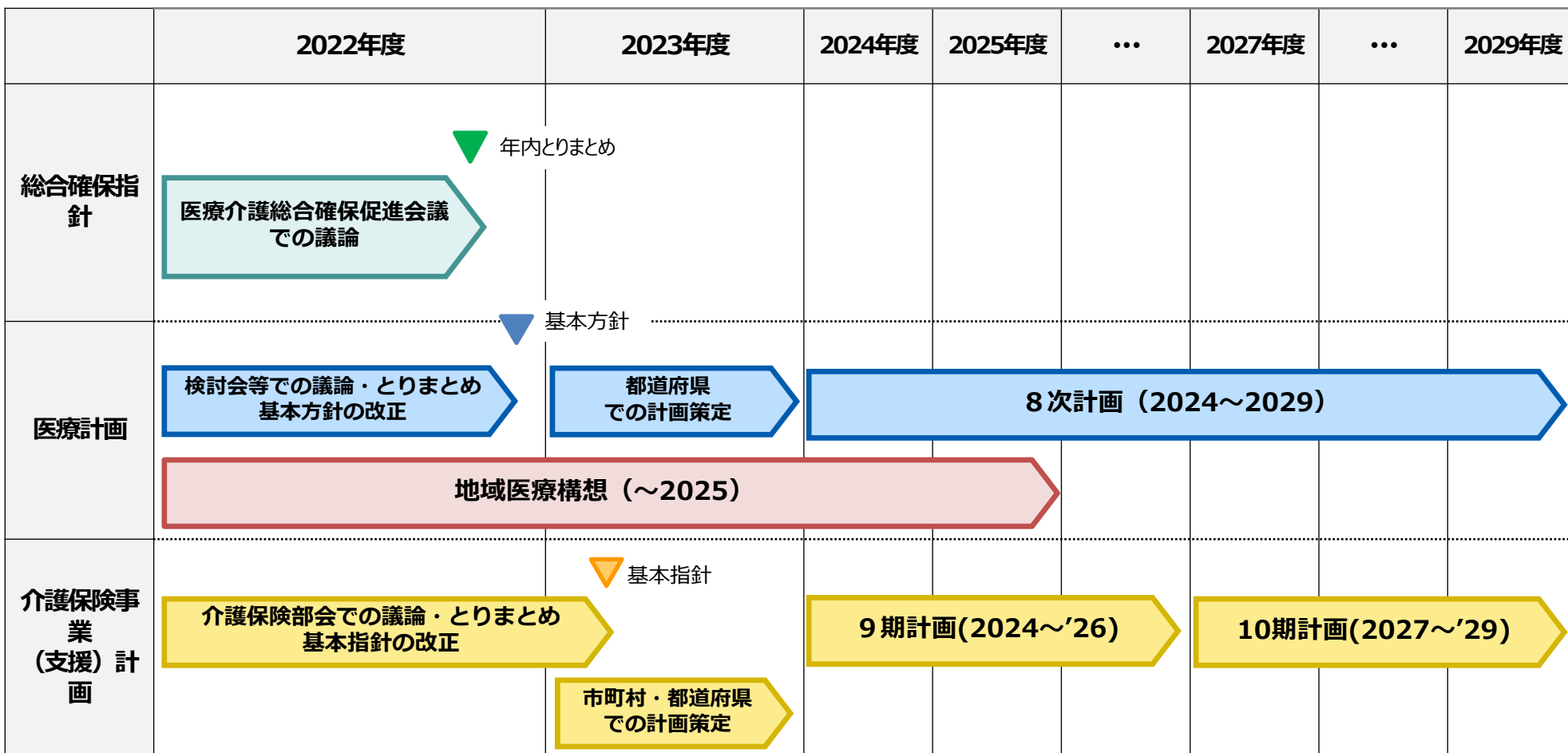
#### 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

- 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
  - (一)在宅医療・介護連携の推進
  - (二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
  - (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
  - (四)地域ケア会議の推進
  - (五)介護予防の推進
  - (六)高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 5 認知症施策の推進
- 6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 7 介護サービス情報の公表に関する事項
- 8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
- 9 災害に対する備えの検討
- 10 感染症に対する備えの検討

## 第四 指針の見直し 別表

# 2025年・2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の策定等

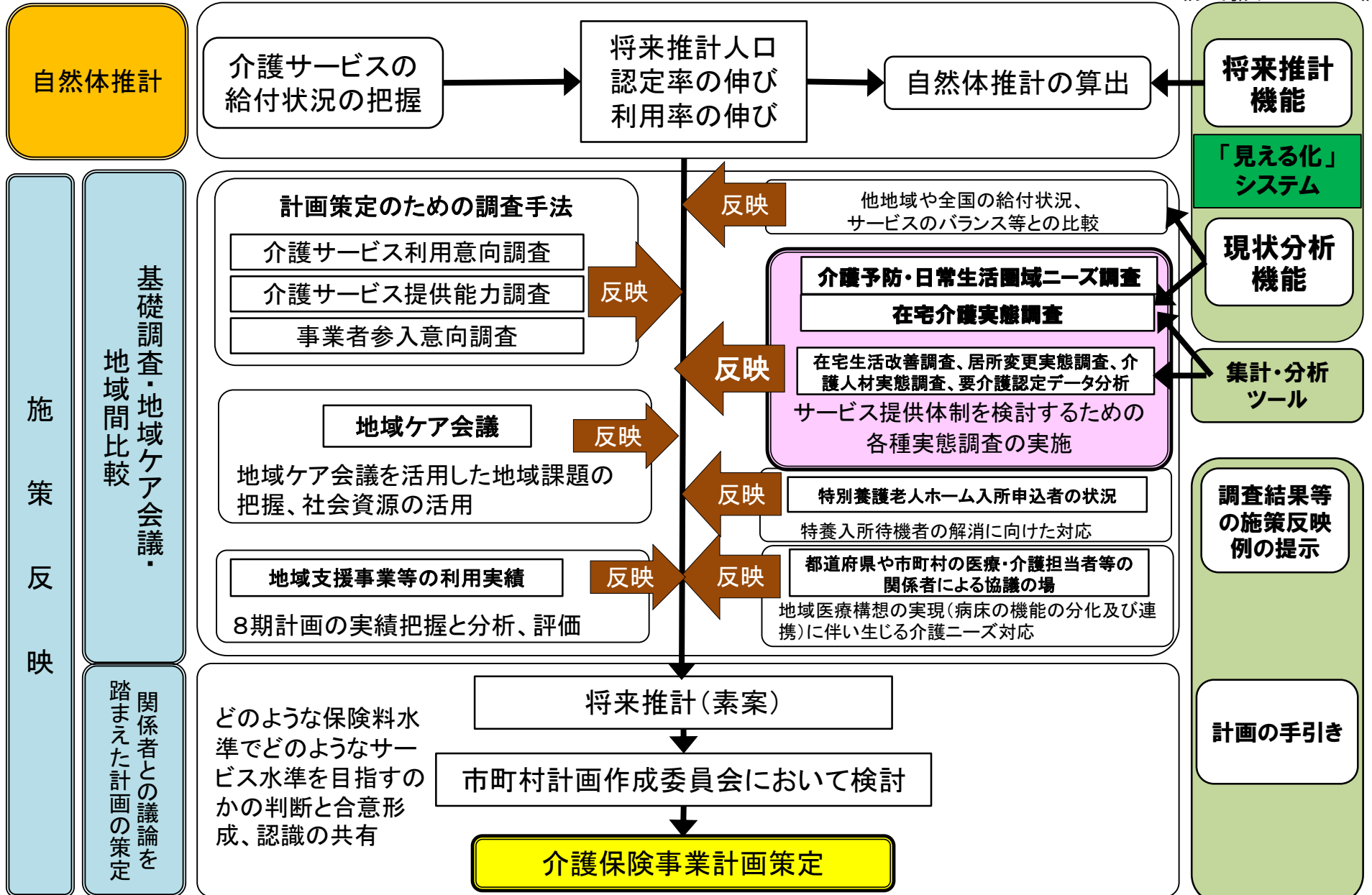
- 2025年までに地域包括ケアシステムを段階的に構築するとともに、2040年を見据え介護サービス基盤を計画的に構築するための目標を介護保険事業計画に設定し、取組を進めることが重要。
- 効率的で質の高い医療提供体制の構築と在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性を確保することが重要。



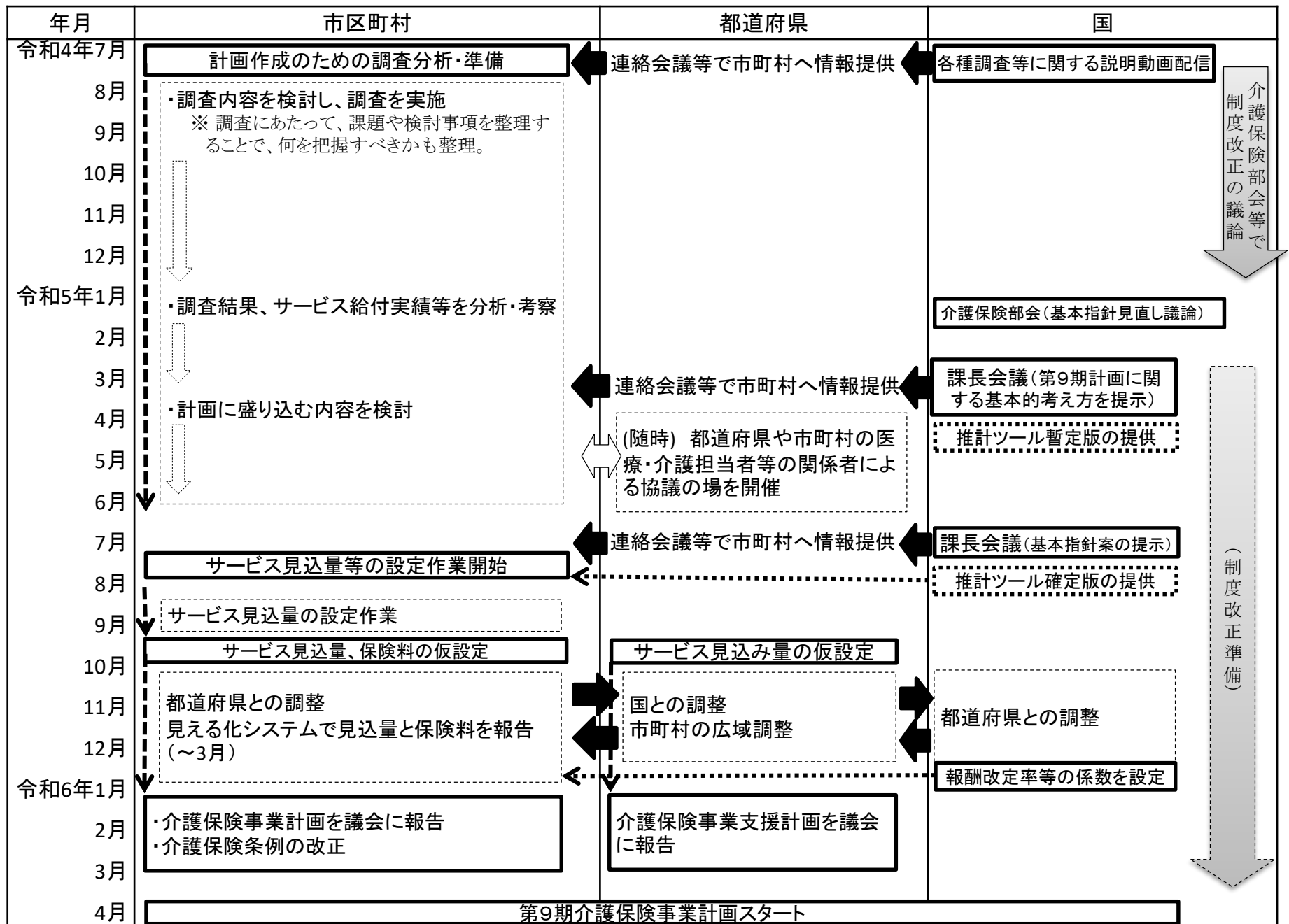
# 第9期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ

## 《作成プロセス》

## 《支援ツール》



# 第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(案)



- これまで、以下のとおり議論を進めてきたところ。
  - ・ 第93回（5月16日）
  - ・ 第94回（5月30日）
  - ・ 第95回（7月25日）

} 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について

} 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進について
  
- 年末のとりまとめに向けて、各テーマについて、当面、次のような日程感を目安に、更に議論を行う。
  - ・ 8月25日 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進①
    - 〔 ・ 在宅・施設を通じた介護サービスの基盤整備      ・ 医療と介護の連携強化  
・ 自立支援・重度化防止の取組の推進                      ・ 住まいと生活の一体的な支援 〕
  
  - ・ 9月12日 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進②
    - 〔 ・ 認知症施策、家族を含めた相談支援体制      ・ 地域における介護予防や社会参加活動の充実  
・ 保険者機能の強化 〕
  
  - ・ 9月26日 給付と負担について  
            その他の課題

※検討テーマや時期については、今後の議論の状況に応じて適宜見直す。

# 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進 ～介護サービス等の基盤整備関係～

介護保険部会資料

第96回 (R4. 8. 25)

資料 2

## 検討の視点①

- 団塊の世代が全員75歳以上となる2025年、更にはその先の2040年にかけて、85歳以上の人口が急増するとともに、高齢者単独世帯や夫婦のみの世帯が増加することが見込まれる。85歳以上の年代では、要介護度が中重度の高齢者や、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が大幅に増加し、また、高齢者世帯の増加により、生活支援や住まいの支援を要する世帯も増加することが見込まれる。
- さらに、こうした変化についての地域差も大きい。都市部では75歳以上人口が急増する一方で、既に高齢化が進んだ地方ではその伸びが緩やかであるなど、各地域の特性に応じた対応が必要となってくる。  
例えば、2025年利用者に対する2040年の介護サービス利用者数の増加率を、年齢階級別の将来推計人口の動向を機械的に反映することにより推計すると、1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）では、施設系・居住系の合計利用者数の増加は40%、在宅系の増加は24%と見込まれるなど、都市部を中心に介護ニーズが急増することが見込まれる。
- また、2040年に向けて生産年齢人口の急激な減少が生じ、現役世代が流出する地方ではますますこうした問題が深刻になることから、医療・介護の質を維持しつつ、相対的に少ない職員により医療・介護を提供できるようなサービス・支援の提供体制の在り方に変えていくことが必要となる。
- 人口構造や地域社会の変化を受け止めつつ、高齢者となっても、できる限り住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援と社会参加が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を、各地域の実情に応じて構築し、維持し続けていくことが必要であり、その前提となる介護サービス等の基盤を地域において確保していく必要がある。



## 検討の視点②

- このような医療・介護・住まい・生活支援・社会参加の支援が必要な者は高齢者に限られず、経済的困窮者、単身・独居者、障害者、ひとり親家庭や、これらの要素が複合したケースも含め、究極的には、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現が、「地域包括ケアシステム」の目指す方向であるとも言える。（現に、令和2年の法改正を受けて、地域包括ケアに係る計画に重層的支援体制整備事業を位置付ける自治体や、地域包括支援センター等を基盤として多世代型の地域包括ケアシステムを推進する自治体が出てきている）
- したがって、地域共生社会の基盤としての地域包括ケアシステムの深化を指向しつつ、当面は、自立支援や要介護度の重度化を防ぐ取組を推進するとともに、高齢者となってもできる限り住み慣れた地域で暮らすことができるような介護サービスの基盤を、医療と介護の連携強化の観点も踏まえながら、地域の実情に応じて、施設サービスと在宅サービスを組み合わせ、計画的に整備していくことが必要となる。
- その際、在宅サービスについては、重度の要介護状態や医療が必要となっても在宅で暮らし続けられるようなサービス基盤を整備することが重要である。特に、都市部においては、用地取得費や建築費の高騰といった施設整備が困難となる要素や、要介護者が比較的近隣に居住していることにより在宅サービスの効率性を高められるといった点も考慮し、医療ニーズが相対的に高い重度要介護者に対応する方策を含め検討することが重要である。
- 他方、既に高齢化のピークを迎えた一部保険者では、今後の高齢者人口の減少に伴い、介護ニーズが減少することが見込まれ、サービスの利用状況に変化が生じる可能性がある。また、要介護者が点在するような地域では、在宅サービスを効率的に提供することが事実上難しい場合も想定される。こうしたことを踏まえ、既存のサービス基盤の有効活用や住まいの確保といったことも課題となってくる。

## 検討の視点③

- また、施設の機能に応じた役割分担と、それにふさわしい療養・生活環境を確保していくことや、高齢者となっても生き生きと暮らし続けることができるよう、在宅・施設の両方において、自立支援・重度化防止に資する取組を進めていくことも重要となってくる。
- さらに、介護ニーズ以外の生活面でのニーズにも対応し、既存の社会資源の有効活用も含め、住まいと生活の支援を適切に提供していくことも、地域共生社会の構築のための大きな課題となっている。
- これらを踏まえ、介護サービス等の基盤整備に関わる当面の論点として、
  - ・ 地域の実情に応じて重度の要介護状態や医療が必要となっても在宅で暮らし続けられるような在宅サービスの基盤整備の在り方
  - ・ 在宅医療・介護連携
  - ・ 地域の実情や施設の機能に応じた施設サービスの基盤整備の在り方
  - ・ 施設入所者に対する医療提供
  - ・ 介護だけでなく、医療や生活支援なども含めたケアマネジメントの質の向上
  - ・ 科学的介護の推進
  - ・ 地域における高齢者リハビリテーションの推進
  - ・ 住まいと生活支援の一体的支援について、地域包括ケアを深化し、地域共生社会を実現していくために、どのような課題があり、どのように見直ししていくかについて整理していくことが必要である。

## 在宅医療・介護連携

### (現状・課題)

- 効率的で質の高い医療提供体制の構築と在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性を確保することが重要である。  
介護保険事業（支援）計画では、必要なサービス量を見込む際、病床の機能分化・連携に伴う需要も踏まえ、在宅医療の整備目標との整合性を確保することが必要。
- 地域の実情に応じた在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、平成26年介護保険法改正において、在宅医療・介護連携推進事業が創設された。令和2年介護保険法改正においては、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによって本事業でめざす姿の実現がなされるよう、省令や手引き等を見直した。
- 本事業は全ての市町村で実施されているものの、PDCAサイクルに沿った事業展開を確立していくためには、データを更に活用するなどの取組が必要。

### (論点)

- 在宅医療・介護連携推進事業について、地域の実情も踏まえつつ、全国で一定水準の事業展開が行われるためには、どのような方策が考えられるか。

## 地域における高齢者リハビリテーションの推進

### (現状・課題)

- 高齢化の一層の進展とともに、中重度の高齢者や医療・介護双方のニーズのある高齢者が増加していくことから、地域におけるリハビリテーションのニーズに十分に対応することができる、量と質の双方の観点からの、リハビリテーションサービス提供体制を構築する必要がある。
- このため、これまでの取組の効果を改めて検証しながら、リハビリテーションの更なる推進方策や地域におけるリハビリテーション提供体制の更なる構築等を検討することが必要。

### (論点)

- 急性期・回復期リハビリテーションと生活期リハビリテーションの在り方と連携や、LIFE等の活用による高齢者リハビリテーションの推進、介護保険事業（支援）計画におけるリハビリテーションに対する取組と目標設定の促進について、どのような方策が考えられるか。

## 主な論点

- 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進については、以下の論点を中心に介護保険部会にて議論を行っているところ。
  - ・ 総合的な介護人材確保
  - ・ 地域における生産性向上の推進体制
  - ・ 施設や在宅におけるテクノロジーの活用の推進
  - ・ 介護現場のタスクシェア・タスクシフティング
  - ・ 経営の大規模化・協働化
  - ・ 文書負担の軽減
  - ・ 財務状況等の見える化